

## 様式第 1 号

## 会 議 録

会議の名称	平成 25 年度 所沢市要保護児童対策地域協議会 代表者会議
開催日時	平成 25 年 5 月 14 日（火） 午後 1 時 30 分～3 時 00 分
開催場所	所沢市役所 604 会議室
出席者	<p>           一條 浩 （埼玉県所沢児童相談所 所長代理）            岩森 靖 （埼玉県所沢警察署）            本橋 千恵美（埼玉県狭山保健所 所長代理）            浅野 貴子 （防衛医科大学校病院）            柳内 仁 （所沢市医師会）            高橋 清之 （所沢市歯科医師会）            阿部 淳子 （埼玉県助産師会所沢地区）            澤田 和江 （所沢市民生委員・児童委員連合会）            加賀谷 尚子（所沢人権擁護委員協議会所沢部会）            青木 孝一 （青少年育成所沢市民会議）            藤田 晃 （所沢市社会福祉協議会）            原 勉 （所沢市幼児教育振興協議会）            山本 浩 （さいたま地方法務局所沢支局）            齋藤 敏男 （所沢市教育委員会学校教育部 部長代理）            小林 清貴 （所沢市立小学校長代表）            池田 弘 （所沢市福祉部 部長代理）            坂本 博典 （所沢市健康推進部）            仲 志津江 （所沢市こども未来部）         </p>
欠席者	岩間 健一 （所沢市立中学校長代表）
説明者の職・氏名	なし
議 題	<p>           1 開会            2 委嘱状交付            3 市長あいさつ            4 議題            (1)要保護児童対策地域協議会について            (2) 平成 24 年度事業報告について            (3) 平成 25 年度事業計画（案）について            (4)その他         </p>
会議資料	<p>           ・平成 25 年度所沢市要保護児童対策地域協議会代表者会議資料            ・所沢市児童虐待対応マニュアル         </p>
担当部課名	<p>           こども未来部：仲部長、石井次長            こども支援課：浅見課長、菅原所長 竹内主査 佐々木主事            【事務局】：こども未来部 こども支援課 こども相談センター            電話 04-2998-9129         </p>

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>1 開会 事務局が開会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 市長あいさつ 藤本正人所沢市長があいさつ</p> <p>4 議題 議事に入る前に、委員によって、下記のことが審議・決定された。 会議は原則通りに公開とする。ただし、個人に関する情報を取り扱う議題については、非公開とする。 公開の場合、傍聴者に対して会議資料を配布する。（傍聴者 1 名）</p> <p>以下、仲会長が進行。</p>
菅原所長	<p>(1) 要保護児童対策地域協議会について 「所沢市児童虐待対応マニュアル」（1～2 ページ）に沿って説明した。</p>
菅原所長	<p>(2) 平成 24 年度事業報告 「平成 25 年度所沢市要保護児童対策地域協議会代表者会議資料」（3～12 ページ）に沿って、下記 6 項目について報告した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 会議等の開催</li> <li>2 . 平成 24 年度 虐待相談受付状況</li> <li>3 . 年度別虐待相談受付状況</li> <li>4 . 要保護児童進行管理台帳掲載状況</li> <li>5 . 平成 24 年度 学校及び保育園等から市への定期的な情報提供の状況</li> <li>6 . 平成 24 年度の目標に対する評価</li> </ol>
青木委員	<p>質疑応答については下記のとおり 【質問】昨年に比べると、通告件数はほぼ横ばいなのに対し、相談件数が増加しているが、この現状についてどう捉えているか。</p>
菅原所長	<p>【回答】児童虐待防止等に関する周知活動の結果、相談件数が増えたと捉えている。</p> <p>原案どおりで承認された。</p>
菅原所長	<p>(3) 平成 25 年度事業計画（案）について 平成 25 年度より新規に実施する「養育支援訪問事業」等の事業について、「平成 25 年度所沢市要保護児童対策地域協議会代表者会議資料」（13～14 ページ）に沿って、下記 4 項目について報告した。</p>

<p>坂本委員</p>	<p>1. 会議等の開催  2. 学校及び保育園等から市への定期的な情報提供  3. 養育支援訪問事業  4. 平成 25 年度の目標</p> <p>4. 平成 25 年度の目標 (3)相談・通告窓口の周知」について、意見が出され、協議が行われた。詳細は下記のとおり。</p> <p>【意見】  本協議会設置から 5 年経過しているので、相談・通告窓口の周知にとどまらず、児童虐待の防止そのものに焦点をあてて周知してはいかがか。また、地域に向けた取り組みもあるとより良いのでは。</p> <p>【決定事項】  ・ 4. 平成 25 年度の目標 「(3)相談・通告窓口の周知」については意見のとおり「(3)児童虐待防止に向けた周知」と修正する。  ・ 原案の目標 と目標 を一つにまとめ、目標 とする。  ・ 地域向けの取り組みについて項目を設け、目標 とする。  ・ 新たな目標 ・ については、事務局で調整し、実務者会議で確認する。</p> <p>項目 1～3 については、原案どおりで承認された。</p>
<p>一條委員(広瀬委員代理)</p>	<p>(4)その他  所沢児童相談所の業務概要として、下記 6 項目について説明があった。</p> <p>1. 設置・管轄地域  2. 相談種別受付状況  3. 児童虐待相談受付件数  4. 児童虐待相談の種別  5. 措置状況  6. 一時保護状況</p> <p>児童虐待の防止等に関する法律の改正により、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力が、児童に対する心理的虐待として定義された。このため、警察からの心理的虐待の通告が増加している。  課題は下記のとおり。</p> <p>1. 県と市の役割分担・区分けが明確ではない。  2. 一時保護所が満杯状態であり、子どもの受け皿が十分ではないために、タイムリーな保護ができない。  3. 休日夜間について、相談窓口はあるが、対応体制が十分ではない</p>
<p>浅野委員</p>	<p>防衛医科大学校病院の「こどもの虐待対応委員会」について、下記のとおり説明があった。</p> <p>平成 24 年 8 月に、小児科・産科・精神科・脳神経外科・整形外科・放射線科・救急部・ドクター・看護部・地域医療連携室で構成される「こどもの虐待対応委員会」(以下、対応委員会)が設置された。</p> <p>対応委員会では、虐待が疑われる児童を発見した場合のフローチャートを作成し、虐待に詳しくない医師でも対応できるような体制を整備した。</p>

<p>青木委員</p> <p>一條委員( 広瀬委員代理 )</p> <p>菅原所長</p>	<p>虐待の疑いが濃厚な場合は、児童相談所へ通告し、虐待が疑わしいが確信できない場合は、対応委員会で協議することとしている。</p> <p>対応委員会には年間 10 件程度虐待事例の報告が上がるとともに、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議においても対応を協議している。</p> <p>虐待が疑われる場合は入院させ、自宅に帰さないことを原則としている。治療が終わった段階で児童を保護したいが、すぐに入れる一時保護施設や乳児院が満杯のため、空きを待っている状態。児童相談所や市こども支援課とも協力して進めているが、どうしてもマンパワーが足りないため、マンパワーを拡充してほしい。</p> <p>その他として、虐待通告に関して質疑応答があった。詳細は下記のとおり。</p> <p>【質問】時折、異様な音とともにこどもを怒る音やこどもの泣き声が聞こえるという話を聞いたことがあるが、このような場合も通告すべきなのか。</p> <p>【回答】虐待が疑われる場合は、通告することが国民の義務となっている。一般市民が、虐待の証拠を集める必要はなく、また「どこからが虐待」という基準もない。家庭から聞こえる声や児童の様子から「虐待かもしれない」と感じたり迷った際には、ためらわずに通告してほしい。</p> <p>【回答】通告があった際には、職員が現場で調査を行っている。その結果、児童虐待でない場合でも、保護者の子育て相談につながることもあるので、ためらわずに通告をしてほしい。</p> <p>5 閉会 事務局が閉会</p>
-----------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------